

## 直結増圧装置設置条件承諾書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

年 月 日

水 栓 番 号		
設 置 場 所		秋 田 市
所 有 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
直結増圧装置管理人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

直結増圧装置を設置するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理します。

## 記

## 1 使用者等への周知

直結増圧式給水について次のことを理解し、使用者等に周知させるとともに、直結増圧式給水装置による給水についての苦情を局に一切申し立てません。

- 1) 停電や故障等により直結増圧装置が停止したとき又は一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良および濁水が発生したときには、直圧共同水栓を使用します。
- 2) 局が行う工事やメーター取替え等による計画的な断水および緊急的な断水の場合には、水の使用ができなくなることを承諾します。

## 2 維持管理

直結増圧装置の機能を適正に保つため、年 1 回以上の定期点検を行い、点検記録は保管しておきます。局から提示を求められた場合は承諾します。

## 3 損害の補償

直結増圧装置の設置に起因する逆流又は濁水等により、局もしくは使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

(裏面あり)

4 管理人等の変更

直結増圧装置の所有者又は管理人に異動が生じた場合は、直ちに局に書面でお届けします。

5 既設給水装置使用の責任

既設給水装置を直結増圧式給水に改造したことによる漏水等の事故については、当方の責任において処理します。

6 水道メーター等の管理

水道メーター等の維持管理を適正に行ない、計量等に支障がないように配慮します。

7 関係法令の遵守

上記各項の他、取扱い上必要な事項は、水道法および秋田市水道事業給水条例等の関係法令を遵守します。

8 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結増圧装置に起因する紛争等については 当方の責任において処理します。

9 建物内への出入り

オートロックマンション等出入りが自由にできない建物については、検針、メーターの取り替え作業等に支障がないように協力します。

10 直結増圧装置の維持管理

下記の者と保守管理契約を締結して定期点検等を実施します。

保守管理業者	住 所	
	会 社 名	
	連 絡 先	
	備 考	